

平成23年 情報処理実態調査

調査票の記入要領

(調査票の記入時には必ず本冊子をご覧ください。)

経 済 産 業 省

調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、コンピュータ（パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という）を含む）を利用している企業等（公共機関、事業者団体を含む。以下「企業」という）の情報処理の現状及び電子商取引の活用状況を的確に把握し、情報処理、情報産業振興施策の拡充のための基礎資料を得ることを目的とします。

2. 調査対象の範囲

この調査は、資本金又は出資金3,000万円以上かつ総従業員50人以上の企業及び事業団体等を対象としております。

3. 秘密の保護

この調査は統計法第19条第1項の規定に基づき総務大臣の承認を得て経済産業省が実施するものであり、調査票に記載された内容は集計したうえで、発表いたします。

なお、この調査により報告された記入内容は、統計法第41条により秘密が保護されます。

4. 調査期日および調査票の提出期日

調査時点は、平成23年3月31日ですが、調査項目によっては調査期日が異なっていますので、調査項目の指示によってください。

また、提出期日は、平成24年1月31日までとなっています。

5. 結果の公表

この調査の集計結果は、経済産業省ホームページ（URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/zyo/zyouhou/index.html>）において、公表されます。

6. 調査票の構成

この調査票の構成は次のとおりとなっています。

- 1 企業又は事業者団体の概要
- 2 IT組織の状況
 - 2-1 情報処理要員の状況
 - 2-2 CIOの選任状況
 - 2-3 IT人材育成
 - 2-4 IT投資効果の状況
- 3 EC（電子商取引）の状況
 - 3-1 ECの実施基盤の利用状況
 - 3-2 ECの取引高
- 4 情報処理関係支出の状況
 - 4-1 情報処理関係支出の現状
 - 4-2 業務領域別情報システムの取り組み状況
- 5 情報セキュリティの状況
 - 5-1 情報セキュリティの現状
 - 5-2 情報セキュリティの対策状況と対策費用
- 6 クラウド・コンピューティングの利用状況

7. 調査票への回答記入

回答は同封した調査票に記入するか、調査票ファイルを下記のURLよりダウンロードし、直接入力してください。入力後の調査票につきましては、お手数ですが、両面印刷の上同封した返信用封筒に封入して返送してください。なお、直接入力に際しては、同じURLにアップロードされている「入力方法の手引き」をご覧ください。

URL: <http://www.meti.go.jp/statistics/zyo/zyouhou/result-2/h23jyojitsu.html>

8. 本統計に関する問い合わせ

この調査についての問い合わせは、下記に連絡してください。

株式会社日本統計センター

担当者：門川・菊池 電話：03-3861-5392

FAX：03-3866-4944

HPアドレス：<http://www.ntc-ltd.com/>

メールアドレス：joho@ntc-ltd.com



9. 提出先

記入又は入力した調査票は同封した返信用封筒に入れて期日までに下記あてに送付してください。

〒101-0031 東京都千代田区東神田2丁目9番14号 NTCビル

株式会社日本統計センター 「情報処理実態調査」係

10. IT（情報通信技術）関連分野の統計の整備に是非ご協力ください

現在、我が国にはIT（情報通信技術）関連分野の投資等の経済効果を測定、分析するために必要な統計資料が不足しています。このため、経済政策の企画、立案の基礎となる実証分析を正確に行いにくい状況にあります。情報処理実態調査を通じて皆様からデータを収集させていただくことにより、企業又は事業団体のITの利活用状況と支出、EC（電子商取引）、情報セキュリティ、組織等について実態を把握し、分析を行うための貴重な基礎データを整備することができます。

統計は、企業又は事業団体の皆様から回答をいただいたデータによって成立し、政府が政策立案の基礎資料として利用するとともに、皆様も現状把握と政策評価のために利用することができます。ご多忙中まことに恐縮ですが、以上の趣旨をご理解いただき、是非ともご協力いただきますようお願い申し上げます。

記入の手引

この記入の手引きは、調査対象の皆様にご記入を正しく記入していただくために作成したものです。

A 一般事項について

- (1) 本調査は単体ベースの調査で、連結ベースの調査ではありません。ただし、単体ベースの数値を回答できない場合は、連結ベースの数値を回答していただく結構です。同様に貴社全体の数値を回答できない場合は、主要な事業所、事業部の数値を回答していただく結構です。
- (2) 貴社が運用する情報システムの設備等が親会社等の資産で、親会社等が経費負担している場合は、当該経費は親会社等で計上していただき、貴社では当該経費を除いて回答してください。
- (3) 貴社の子会社等で運用する情報システムの設備等が貴社の資産で、貴社が経費負担している場合は、当該経費も貴社で計上して回答してください。
- (4) 貴社が情報サービス業である場合、顧客向け販売用情報システムではなく、貴社用の情報システムの状況を回答してください。
- (5) 万が一支社・営業所等に届いた場合には、お手数ですが担当部署に転送して、記入してください。

B 個別事項について

1 企業又は事業団体の概要

(注1) 平成22年度の途中で企業の独立等組織が変わったときは、その時点から3月までの事業収入（例えば平成23年1月に独立した企業の場合は、年間事業収入は平成23年1月～3月までの事業収入）を記入するとともに、年間事業収入の記入欄の下側にその旨を記入してください。

(注2) 「年間事業収入」とは、1年間の総売上高（営業外収入は含めない。）を指し、利益ではありません。学校法人は当該年度における帰属収入、組合団体等営業活動を行わないものは収入高、金融業は経常収益高、保険業は収入保険料、又は正味保険料、証券業は営業収入高をそれぞれ記入してください。

(注3) 「常時従業者」とは、有給役員、常時雇用者（正社員、準社員、アルバイト等の呼称にかかわらず1か月を超える雇用契約者と、平成22年度末の前2か月においてそれぞれ18日以上働いた雇用者）をいいます。（貴社で主として給与を支払っている他社からの出向者も含まれます。）

なお、人材派遣業者からの派遣従業者は、派遣企業の従業者となりますので、ここには含まれません。

① 都道府県コード表

北海道	01	関東	埼玉県	11	中部	岐阜県	21	中国	鳥取県	31	九州	福岡県	40
青森県	02		千葉県	12		静岡県	22		島根県	32		佐賀県	41
岩手県	03		東京都	13		愛知県	23		岡山県	33		長崎県	42
宮城県	04		神奈川県	14		三重県	24		広島県	34		熊本県	43
北	秋田県	05	甲	新潟県	15	滋賀県	25	山口県	35	大分県	44		
山形県	06	信	富山県	16	近	京都府	26	徳島県	36	宮崎県	45		
福島県	07	越	石川県	17	畿	大阪府	27	香川県	37	鹿児島県	46		
関	茨城県	08	福井県	18		兵庫県	28	愛媛県	38	沖縄県	47		
東	栃木県	09	山梨県	19		奈良県	29	高知県	39				
	群馬県	10	長野県	20		和歌山県	30						

② 業種コード表

コード	業 種 名	対 象 業 種 の 範 囲、注 記 等
01	食料品・飲料・たばこ・飼料製造業	
02	繊維工業	衣服等二次繊維加工品の製造業はここに含まれます
03	パルプ・紙・紙加工品製造業	印刷・同関連産業は「13その他の製造業」に分類されます
04	化学工業	プラスチック（粉末、粒状、液体の製造品）、合成ゴム、化学繊維、医薬品、洗剤、化粧品等の製造業はここに含まれます
05	石油・石炭・プラスチック製品製造業	プラスチック製品製造は押出、射出等の成形、成形のための配合・混合、製品の切断・接合等の加工、再生プラスチックの製造等が該当します
06	窯業・土石製品製造業	
07	鉄鋼業	
08	非鉄金属・金属製品製造業	
09	電気機械器具製造業	発電機、電球等（次の「10情報通信機械器具製造業」に該当するものは除きます）
10	情報通信機械器具製造業	通信機器・同関連機器（ラジオ、テレビを含む）、電子計算機・同附属装置、電子部品・デバイスの製造業が該当します
11	輸送用機械器具製造業	自動車、航空機等製造業及びその部品、エンジンの製造業
12	その他機械器具製造業	ボイラー、建設機械、産業用ロボット、計量器、眼鏡、時計、レンズ等製造業
13	その他の製造業	上記01~12以外の業種で、木材・木製品、家具・装備品、印刷・同関連産業、ゴム製品、皮・同製品、武器、貴金属・装身具、楽器、玩具・運動用具、漆器等の製造業が該当します
14	農林漁業・同協同組合、鉱業	農林漁業関連の協同組合のうち、単一の事業を行う信用組合、共済組合は「23金融業・保険業」に分類します
15	建設業	
16	電気・ガス・熱供給・水道業	
17	映像・音声情報制作・放送・通信業	新聞、出版業は「18新聞・出版業」に分類します
18	新聞・出版業	印刷・同関連産業は「13その他の製造業」に分類されます
19	情報サービス業	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、市場・世論調査業等を含みます
20	運輸業・郵便業	倉庫業、旅行業、こん包業、運輸施設提供業等を含みます
21	卸売業	商社、代理商、仲立業を含みます
22	小売業	
23	金融業・保険業	証券業、証券先物取引業、共済事業等を含みます
24	医療業（国・公立を除く）	私立大学の付属病院を含みます。保健衛生・福祉事業は「26その他の非製造業」に分類します。
25	教育（国・公立を除く）、学習支援業	学校、社会教育施設、職業・教育支援施設等で民営のものが該当します
26	その他の非製造業	不動産業、飲食店、宿泊業、複合サービス事業、他に分類されないサービス業が該当します

注) 業種分類は、企業全体で最も年間売上高の多い品目群（事業部門）の業種を選択して記入してください。

2 IT組織の状況

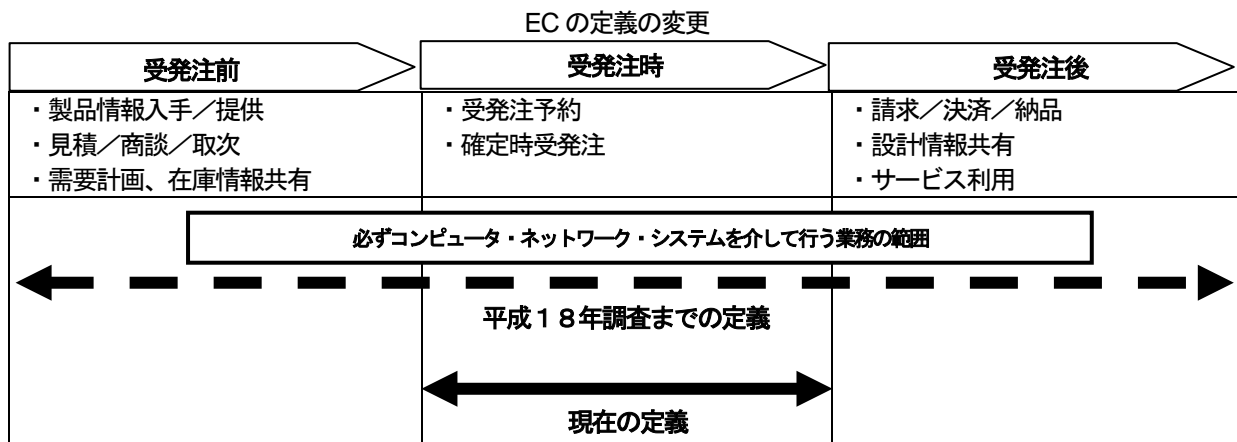
2-1 情報処理要員の状況

(注4) 平成17年調査の2-3-5 情報処理要員等の状況 (p.5) に回答された方は、利用部門のコンピュータ管理者数、情報システム部門のプログラマ数、SE数、ネットワーク管理者数、システム企画・管理者数、その他（パンチャ・オペレータ等）の男女の合計を回答してください。

3 EC（電子商取引）の状況

3-2 ECの取引高

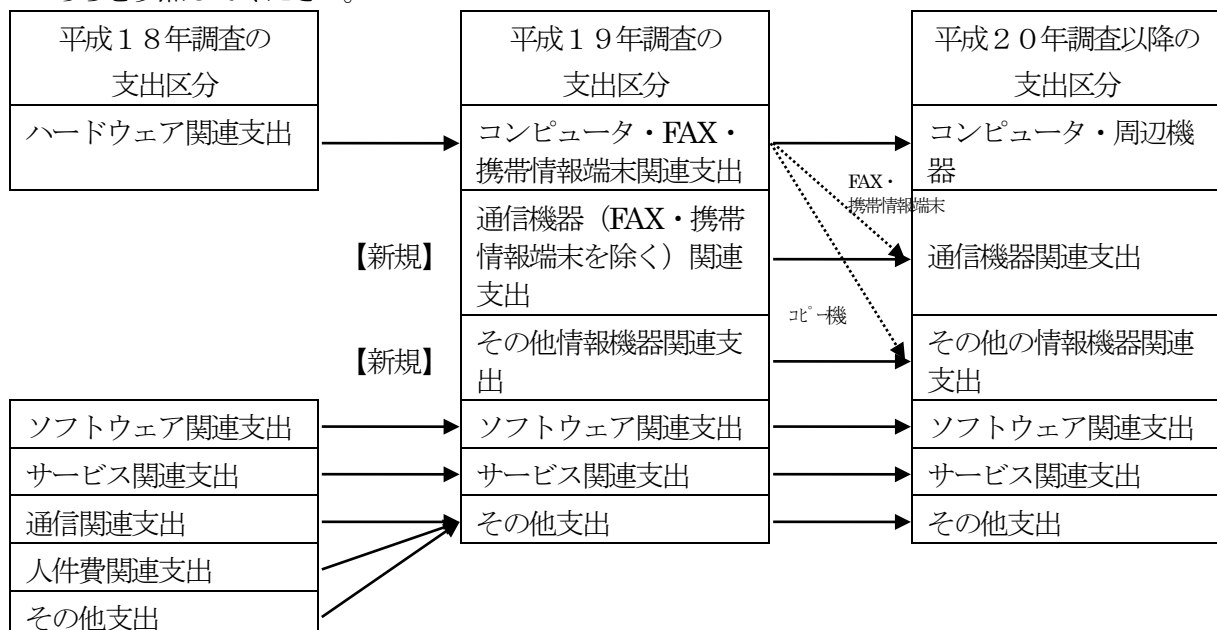
(注5) 平成19年調査からECの定義を変更しており、平成18年調査までは受発注がコンピュータ・ネットワーク・システムを介して行われなくても、いずれかの業務がコンピュータ・ネットワーク・システムを介して行われた取引であれば、すべてECと見なしていました。図示すると以下のとおりとなります。例えば製品カタログをWeb上で提示し、それを見て顧客が電話注文して購入するような取引は、平成18年調査まではECでしたが、今回調査の定義ではECに該当しません。



4 情報処理関係支出の状況

4-1 情報処理関係支出の現状

(注6) 平成19年調査以降支出区分を次の通り見直しております。平成18年調査の10-1 情報処理関係支出の現状 (p.14)、平成19年調査の4-1 情報処理関係支出の現状 (p.9) にご回答された方は、こちらを参照してください。



- (注7) 「**コンピュータ・周辺機器関連支出**」は、平成18年調査まで「ハードウェア関連支出」、平成19年調査で「コンピュータ・FAX・携帯情報端末関連支出」と呼んでいた項目とほぼ同じですが、FAX、コピー機、パソコン機能や通信機能を内蔵している携帯情報端末、PBXなどの交換機などの関連支出は対象外となります。
- (注8) 「**通信機器関連支出**」は、海外主要国と比較できるように平成19年調査から新たに設けた項目で、平成19年調査では「通信機器（FAX・携帯情報端末を除く）関連支出」と呼んでいた項目とほぼ同じです。ただし、FAXやPBXなどの交換機、パソコン機能や通信機能を内蔵している携帯情報端末などが新たに加わります。
- (注9) 「**その他の情報機器関連支出**」は、海外主要国と比較できるように平成19年調査から新たに設けた項目で、平成19年調査では「その他情報機器関連支出」と呼んでいた項目とほぼ同じです。ただし、日本標準産業分類の改定に伴い、ビデオ機器、デジタルカメラなどは対象外となります。

以上